

# 群馬県適正化通信 NO.150(令和3年2月号)

## 運転者として新たに雇い入れた者（初任運転者）に対する教育について

平成29年3月12日より、運転者に対して実施しなければならない指導・監督の内容をまとめた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」が改正され  
初任運転者には15時間以上の座学教育と20時間以上の運転の実技教育が義務付けられました。

事業者の皆さまから、「何を教育すればよいのか解らない。」との意見が多数あることから、改めて初任運転者に対する指導・監督の内容について掲載いたしますので、ご理解のうえ、確実に実施していただきますようお願いいたします。

また、座学教育を実施する際の資料としては、(公社)全日本トラック協会の制作した「事業用 トラックドライバー研修テキスト」や国土交通省が発行している「一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用していただき、実施結果の記録保存については、(公社)全日本トラック協会が制作した参考様式を次頁に掲載いたしますので参考にしてください。

なお、昨年から続く、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県ト協で実施している初任運転者指導講習会の開催中止や募集人員削減により、各事業者から「初任運転者講習に申し込めないため、運転者を選任できない。」等のご意見や「県ト協が実施している初任運転者講習を受講しなければ選任できない。」という誤解をしている事業者も見受けられます。

しかし、本来は各事業者が責任を持って指導・監督することが義務付けられた指針であることから、必ずしも県ト協の行う講習を受講させる必要はありません。そのため、行政の監査や適正化の巡回指導時等においては、指針により定められた期間内に義務付けられた指導・監督を実施していることが求められます。

※運転者の条件に応じて、特定運転者に対する適性診断を別途、受診させる必要があります。

### 《貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針》（一部抜粋）

#### 2 指導の内容及び時間

(2) 安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。（以下「初任運転者」という。）

##### 【初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間】

内容	時間
① 貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項等 第1章2に掲げる内容について指導する。この場合において、同章2(2)のうち日常点検に関する事項、同章2(3)のうち事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項並びに同章2(4)のうち貨物の積載方法及び固縛方法に関する事項については、実際に車両を用いて指導する。	15時間以上実施すること。
② 安全運転の実技 実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。	20時間以上実施すること。

#### 3 特別な指導の実施に当たって配慮すべき事項

- (1) 指導の実施機関
- (2) 初任運転者

当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に実施する。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821